足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、既設のトイレを節水型トイレに改修する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、節水効果の拡大及び節水意識を高め、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「節水型トイレ」とは、洗浄水量が大４．６リットル以下のトイレをいう。

（補助金の交付対象）

第３条　この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、区内に住民登録があり、区内の自らが居住する既存の住宅（住民登録地と同一であるものに限る。）に対して、節水型トイレの設置工事（和式トイレを洋式トイレに改修するものは除く。以下「補助対象工事」という。）を実施した個人とする。

２　前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）　補助対象工事に使用する製品が新品であること。

（２）　補助対象工事の請負業者が区内業者であること。ただし、区内業者にすることができないことについて、やむを得ない事由があると区長が認めた場合は、この限りでない。

（３）　同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者が本補助金の交付を受けていないこと。

（４）　同一年度内において、補助対象工事を行った住宅が本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

（５）　本補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の２月末日までに補助対象工事が完了すること。

（６）　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、１０万円以上であること。

（７）　不動産登記上の一棟の建物単位での申請であること。ただし、集合住宅の場合は一戸単位での申請とする。

（８）　補助対象工事を行う住宅が、前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

（９）　補助対象者に現年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

（１０）　補助対象工事について、区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、補助対象工事により設置する製品の本体及び部材の購入費並びに設置工事に要する経費（運搬費、処分費その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事に要する経費は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第５条　本補助金の額は、３万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着工予定の日の５開庁日前までに、補助対象工事に着手する前に節水型トイレ設置費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

（１）　建物部分の不動産登記事項証明書（自己所有の個人の住宅を除く。）（発行後３か月以内のものに限る。）

（２）　見積書（補助対象工事に要する経費の内訳を記載したものに限る。）の写し

（３）　施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かるパンフレット、カタログ等の写し

（４）　建物の平面図（設置箇所を明示したものに限る。）

（５）　補助対象工事着手前の現況カラー写真

（６）　自己所有でない建物又は共有名義の建物に補助対象工事を実施する場合は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第２号様式）

（７）　本補助金の申請を行う前々年度１月１日における住民登録地が足立区以外の場合は本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後３か月以内のものに限る。）

（８）　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

３　前項の規定による受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

４　前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定及び不交付決定）

第７条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第３条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、節水型トイレ設置費補助金交付決定通知書（第３号様式）により当該申請者に通知する。

２　区長は、申請者について第３条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、節水型トイレ設置費補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、当該申請者に通知する。

（変更等の申請）

第８条　前条第１項の決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、当該決定に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、当該変更前に節水型トイレ設置費補助金交付変更申請書（第５号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

２　区長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、節水型トイレ設置費補助金交付変更承認通知書（第６号様式）により当該申請をした者に通知する。

（完了報告）

第９条　本補助金交付決定者は、補助対象工事を完了したときは、当該工事に係る補助対象経費の支払を完了した日から起算して概ね３０日以内に節水型トイレ設置完了報告書（第７号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、当該報告書の提出については、当該年度の３月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）を超えてはならないものとする。

（１）　補助対象工事に係る領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し）

（２）　補助対象工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し

（３）　補助対象工事後の完成カラー写真

（４）　その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　区長は、前条の節水型トイレ設置完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、節水型トイレ設置費補助金交付額確定通知書（第８号様式）により当該申請者に通知する。

２　前項の規定による交付額の確定に係る決定を受けた者は、節水型トイレ設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第９号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　区長は、前条第２項の規定により交付額の確定に係る決定を受けた者から節水型トイレ設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けたときは、速やかに本補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第１２条　区長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他の不正の手段により本補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）　本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

（３）　その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに節水型トイレ設置費補助金交付決定取消通知書（第１０号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第１３条　本補助金交付決定者は、区長が前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長の定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第１４条　区長は、必要に応じて本補助金の対象となった工事の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第１５条　本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（管理義務）

第１６条　本補助金交付決定者は、補助対象工事により設置した製品を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（調査協力）

第１７条　本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）による。

付　則（５足環政発第５０３１号　令和６年３月２８日　区長決定）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（６足環政発第５３８５号　令和７年３月３１日　区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）　　年　　月　　日

（提出先）足　立　区　長

節水型トイレ設置費補助金交付申請書

足立区節水型トイレ設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報、税務情報及び足立区から他に補助に係る交付決定を受けていないことについて調査し、利用することを承諾します。

記

１　補助金交付申請予定額

申請金額	円（１，０００円未満切捨て）

２　申請者

住　　所	〒　　－	足立区
ふりがな		
氏　　名		
電話番号	（　　）	

３　交換工事の概要

種　　別	節水型トイレ（ 壁排水 ・ 床排水 ）		
メーカー名・機種名（型番）	（交換後）		
	（交換前）		
着工予定年月日	年　　月　　日	完了予定年月日	年　　月　　日

４　節水型トイレ設置工事に関する補助金の申請について

申請状況	□申請済み　　□申請予定　　□申請予定なし		
団体名		補助金交付額（予定）	円

５　申請書提出者（２申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称： 担当者氏名：　　電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。 申請者名

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

承　諾　書

足立区節水型トイレ設置費補助金の申請に係る下記の建築物は、

（　私の所有　　・　申請者と私との共有　）に係るものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が節水型トイレ設置工事を実施することを承諾します。

記

（節水型トイレ設置工事の概要）

１　種 別

節水型トイレ(壁排水・床排水)

２　製品の設置を予定する建築物の住所

３　申請者の住所

４　申請者氏名

５　申請者との関係

第３号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

節水型トイレ設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった節水型トイレ設置費補助金について、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付予定金額	¥　　―
製品を設置した住所	〒
着工予定年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日

※　交付予定金額は、節水型トイレ設置費補助金交付申請書（第１号様式）による申請に対して交付する予定の額です。申請内容を変更する場合、交付額の見直しや交付決定の取消しを行うことがありますので、必ずご連絡願います。

※　当該工事に係る経費の支払を完了した日から概ね３０日以内かつ当該年度の３月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに完了報告書を提出してください。なお、２月末日までに工事が完了する必要があります。

No.

第４号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

節水型トイレ設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区節水型トイレ設置費補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　対象物件住所

足立区

２　理　由

No.

第５号様式（第８条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

（〒　　－　　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

節水型トイレ設置費補助金交付変更申請書

足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　　月　　日付　　足　　収第　　号

２　変更理由　□工事内容の変更　　□補助対象経費の変更

□補助対象工事の中止　　□その他（　　）

３　変更内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

添付書類

１　変更内容が分かる資料

第６号様式（第８条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

節水型トイレ設置費補助金交付変更承認通知書

先に申請のあった節水型トイレ設置費補助金交付の変更について、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

１　交付決定番号及び年月日
年　　月　　日付　　足　　収第　　号

２　変更理由　□工事内容の変更　　□補助対象経費の変更
□補助対象工事の中止　　□その他（　　）

３　変更内容

No.

第７号様式（第９条、第１０条、第１２条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

（〒　　－　　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

節水型トイレ設置完了報告書

足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金請求予定金額	円
製品を設置した住所	〒
完了年月日	年　　月　　日

No.＿＿＿＿＿

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（**本人が手書きしない場合は、記名押印してください。**）

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式（第１０条関係）

足　　収第　　号

年　　月　　日

様

足立区長

節水型トイレ設置費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで完了報告のあった節水型トイレ設置費補助金について、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

１　製品を設置した住所

足立区

２　補助金交付金額

＿＿＿＿＿＿円

No.＿＿＿＿＿＿

第９号様式（第１０条、第１１条関係）

年　　月　　日

節水型トイレ設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	￥			０	０	０

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（提出先）

足　立　区　長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振込指定口座	銀　　行・信用組合 信用金庫・農　　協									本　店 支　店 出張所
	預金種別	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

＊口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No.＿＿＿＿＿＿

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１０号様式（第１２条関係）

足　　収第　　号

年　　月　　日

様

足立区長

節水型トイレ設置費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け、足環政収第　　号で通知した節水型トイレ設置費補助金交付決定について、足立区節水型トイレ設置費補助金交付要綱第１２条第１項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

１　製品を設置した住所

足立区

２　理　由

３　補助金交付決定取消金額

円

No.